

議第 1 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

川尻福祉センターふれあいの指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	川尻福祉センターふれあい		
施設所在地	呉市川尻町西 2 丁目 3 番 3 3 号		
設置年月日	平成 1 0 年 9 月 1 日		
設置目的	市民の福祉の増進と生活文化の向上を図るための施設として設置する。		
設置条例	呉市川尻福祉センターふれあい条例		
施設規模等	敷地面積	7 1 5 . 5 8 m ²	
	延べ面積	1 , 4 0 9 . 8 3 m ²	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造，地上 4 階建て	
	主要施設	会議室，和室，ちゅう房・食堂，多目的ホール，工作室	
利用状況	利用者数	平成 2 8 年度	1 6 , 2 2 3 人
		平成 2 9 年度	1 7 , 2 0 3 人
		平成 3 0 年度	1 4 , 8 2 0 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 3 0 年度		
	【呉市分】		
	歳入		1 4 千円
	使用料収入		1 4 千円
	歳出		1 0 , 0 0 0 千円
	指定管理料		1 0 , 0 0 0 千円
	【指定管理者分】		
	収入		1 0 , 0 0 0 千円
	支出		1 0 , 0 0 0 千円
	※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照		
指定管理実績	平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	

3 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理に関する業務

(2) 次に掲げる事業に関する業務

ア 高齢者を始めとする市民の福祉の増進と生活文化の向上のための施設として利用に供する事業

イ 社会福祉関係団体の育成，援助等を目的とする事業

(3) 使用の許可に関する業務

(4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
従業員数	288人
役員	会長 中本 克州 副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治 常務理事 山根 直行 理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫 川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明 河野 一美 山田 照枝 奥先 楓 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫 監事 吉井 光廣 中野 正氣
決算	平成30年度 収入 13億2,646万円 支出 12億9,344万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	市民の福祉の増進と生活文化の向上を図るとともに市民の相互交流と健康増進の向上に寄与できるよう，施設の管理運営に取り組むとともに，地
------------	-------------------------------------------------------------------

	域福祉活動推進の拠点として、地域住民に親しまれる地域密着型の福祉施設を目指す。
管理運営体制	総括責任者を兼務する当協議会川尻支所長と担当職員1名の2名体制で施設管理に当たるほか、当協議会の支所や各事業所の職員が協力して管理運営業務を行う。
施設の維持管理	(1) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設内の点検を日頃から実施し、設備の不具合や故障の早期発見と早期対応に努める。 (2) 法定点検等、免許及び専門的な知識が必要な業務については、信頼性の高い専門業者により実施するなど効率的な施設の維持管理に努める。
利用促進の取組	(1) 地域住民の交流の場、情報交換の場として、健康器具の利用、健康さわやか体操、お茶の間づくり事業の毎日型サロン等の各種事業を実施する。 (2) 職員の対応やサービスへの満足度などについて、利用状況アンケート調査を実施し、利用者の要望を把握する。
自主事業その他サービス向上の取組	(1) 当協議会川尻支所として、地域福祉活動を中心としたボランティア活動や心配ごと相談所、福祉サービス利用援助事業、福祉機器の貸出事業等を実施する。 (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、生活全般にわたる援助を行う。
経費縮減の取組	高齢者が多い利用者の体調面に配慮しながら、利便性、快適性を損なわない程度で光熱水費等の縮減に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

(2) 審査基準

非公募による募集であったため、採点による審査を行わず、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
ア 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保するものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等な利用の確保	適・否
イ 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができ	適・否

<p>るものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>適正な職員配置計画</p> <p>設置目的，関係法令等の理解</p> <p>苦情への対応，個人情報への取扱い</p> <p>事故等の緊急事態対応</p>	
<p>ウ 事業計画書等の内容が，利用促進が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>利用促進に係る具体的な取組</p> <p>利用者数等の数値目標</p> <p>ニーズに係る具体的な取組</p>	適・否
<p>エ 事業計画書等の内容が，適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>収支計画書の規模・内容</p> <p>管理経費縮減のための工夫</p>	適・否
<p>オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>経営状況の安定性</p> <p>同種の施設の管理実績</p>	適・否
<p>カ その他</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>地域住民への配慮</p> <p>指定管理実績</p>	適・否
<p>総合判定</p>	<p>適・否</p> <p>※否は失格</p>

(3) 審査結果

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	<p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの管理運営経験と実績を基に，施設の維持や利活用が図られる提案であること。 地域福祉活動を推進する拠点となり，地域住民に親しまれる施設として，地域に密着した事業展開が期待できる提案であること。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	渡辺 晴子	広島国際大学医療福祉学部准教授

副委員長	北村 健二	呉市福祉事務所長
委員	松本 美幸	中国税理士会税理士
	小田原 裕紀	呉市社会福祉施設連絡協議会
	畝田谷 栄子	広島県社会保険労務士会呉支部
	藤尾 裕治	広島県社会福祉士会
	平石 峯昭	呉市市民部川尻市民センター長

9 選定の理由

(1) 非公募での選定理由

当該施設は、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図ることを目的としている施設であり、その管理運営には社会福祉全般に係る識見が求められる。

呉市社会福祉協議会は、市域における社会福祉を目的とする事業の発達等により地域福祉の推進を図ることを目的とし、様々な各種福祉事業の実施・展開をしているため、同協議会の事業との連携を図りながら管理運営をすることが効果的であるため、非公募による選定手続を行うこととしたものです。

(2) 選定委員会での審査

公募により指定管理者の候補者選定を行う場合に準じて、民間の専門的な知識を有する者等を含む委員をもって組織する選定委員会により、指定管理者としての適否審査を行いました。

その結果、呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。